平成30年6月29日

毎週月.水,金曜日発行

富山県報

号 外(4)

目

次

規 則

○富山県事務委任規則の一部を改正する規則

1

富山県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。 平成30年6月29日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第38号

富山県事務委任規則の一部を改正する規則

富山県事務委任規則(昭和34年富山県規則第35号)の一部を次のように改正する。 第2条第23号中「(昭和23年政令第326号)」の次に「及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)」を加え、同号中サを削り、シをサとし、スからテまでを シからツまでとし、同号に次のように加える。

テ 医療法施行規則第9条の15の2の規定により、同条に規定する体制が確保 されていると認めること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事課)

平成30年6月29日印刷発行

発 行 富

山 県